

新たに起業する人 市内の事業者 の **チャレンジ** を応援！

育つまち
鎌ヶ谷

鎌
ヶ
谷
市

コミュニティビジネス事業。 令和2年度 ベンチャービジネス事業補助金



①新たに起業する個人

補助率

1/2

補助金の上限

50万円

※新たに事業を市内で開始する個人が対象です。

②既に市内で事業を行っている方

補助率

3/4

補助金の上限

100万円

※新サービス・新製品・新技術の開発や提供を市内で開始する市内事業者が対象です。

💡 コミュニティビジネス事業とは？

子育て・福祉・環境などの地域課題を、従来にない新たな仕組み・手法によりビジネスとして、解決する事業です。



対象事業

💡 ベンチャービジネス事業とは？

市の商工業の発展に寄与する地域資源を活用した新商品や独創的な新製品・新技術などを開発・提供する事業です。



申請期間:令和2年 5月15日(金)～6月5日(金)

詳細は裏面をご覧ください。

対象者・補助金額

	新たに起業する個人	既に市内で事業を行っている方
対象者	事業を新たに市内で開始する個人	新サービス・新製品・新技術の開発や提供を市内で開始する個人事業主、法人及びその他の団体
補助要件	①市内に1年以上居住していること ②25歳以上であること ③市税を滞納していないこと	①市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいること ②個人にあつては25歳以上の年齢であること ③市税を滞納していないこと
補助金額	対象経費の2分の1以内 上限50万円	対象経費の4分の3以内 上限100万円

補助対象経費

※補助金の実施期間は、交付決定後～平成30年2月末とします。
(交付決定前に支払った経費については補助金の対象となりません)

事務所開設等の経費

- (1) 新改装費及び備品費
- (2) 使用料及び賃借料
- (3) 設立登記費用

事業の促進に要する経費

- (1) 謝金
- (2) 原材料費
- (3) 委託料及び外注費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 印刷製本費
- (6) 消耗品費
- (7) 資格及び知的財産権取得に要する経費

補助金申請の流れ

- ①申請を希望する場合は、市と事前相談のうえ、申請書などの必要書類を提出してください。
- ②事業計画等について、専門家による審査(プレゼンテーション・質疑応答)を行い、交付の可否を決定します。



申し込み

申請書などの必要書類を商工振興課の窓口へ。
申請の際は、事前に商工振興課へご相談ください。

※必要書類など詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/>)
をご覧ください。申請書などの様式は、市ホームページからダウンロードできます。

《問い合わせ》 鎌ヶ谷市役所 商工振興課 TEL:047-445-1240